

療養される皆様へ

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

はじめに

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養されることとなります。退所されるまでの宿泊療養中は部屋から外出することができません。

ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、以下のご宿泊中の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

職員一同皆様のご回復に向けて支援いたしますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

生活上のお困りごとや健康上の心配ごとがございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

【入院されていた方の入院勧告の取り扱いについて】

皆様には、感染拡大防止の観点から入院勧告に基づき入院していただきました。今回、入院病院から宿泊療養施設に移動されたことにより、入院勧告を解除します。ただし、後述する退所基準を満たすまで退所できませんのでご了承ください。なお、入院勧告解除通知につきましては、後日郵送等にてお渡しいたします。

<交通手段の注意事項>

- 自宅等から宿泊療養施設へは、公用車でお送りいたします。
移動中は買い物やお手洗いなどで停車できませんので、出発前にご準備ください。
- 退所は公共交通機関となるため、交通費の準備をお願いします。

<ご宿泊中の注意事項>

1 ご宿泊にあたっての生活の基本事項

- 健康状況の報告：毎日、朝・昼・夕に、検温と酸素飽和濃度（SpO₂）の測定を行い、スマートフォン、パソコン等で健康記録を看護師・医師等と共有するシステムに入力してください。10時頃、こちらから各お部屋へ電話をして、体調を伺いますので、検温等の結果もふくめてお伝えください。数値や症状によっては、上記以外の時間帯にも電話することがあります。
- 宿泊療養期間中は、部屋の外に出ることはできません。各自の部屋でお過ごしいただくようお願いいたします。
- 非常事態（火災等）が発生した場合は、館内放送にてお知らせいたしますので、マスクを着用の上、落ち着いてご対応いただきますようお願いいたします。

- 宿泊療養期間中の宿泊費及び食費（配布する弁当、お水）、光熱費は、公費となりますので、自己負担はありません。
- 宿泊療養施設での備品リストは、【資料】「生活物品の配布について」を参照してください。
- 宿泊療養施設では、衣服の洗濯にコインランドリーは使用できません。洗濯が必要な場合は、部屋でご自身にて実施していただきますようお願いいたします。
- 宿泊療養施設には、他の療養者の方も宿泊されているので、お互いに迷惑とならないよう、周囲へのご配慮をお願いいたします。

2 その他の注意事項

- 危険物（ライター、たばこ、お酒等）は、持ち込み禁止です。入所時に手荷物を確認させていただくことがあります。
- 宿泊療養施設には、医師は常駐しておりません。（看護師は、24時間常駐しています。）宿泊療養施設での容態悪化時は、電話で医師の指示を受ける体制を整えています。原則、医療機関を受診していただきます。
- 部屋の備品（電化製品、浴室・トイレ設備）を破損した場合、鍵を紛失した場合は、弁償費用を請求させていただきます。
- 部屋の内線電話から外線電話へかける際に発生する電話料金等は自己負担となりますので、後日、請求させていただきます。
- 宿泊療養中に新型コロナウイルス感染症以外の治療（持病の治療等）が必要となった際、医療費は自己負担となります。
- 現在、服用中の薬等がありましたら、2週間分程度のお薬と、「おくすり手帳」をお持ちください。宿泊療養施設では、医師へ相談は可能ですが、内服薬等の処方原則受けられません。なお、自宅で血圧を測定している方は、普段使用している血圧計をお持ちください。
- 健康状態の正確な確認が困難となる恐れがあることや症状の悪化の恐れがあることから、療養中は飲酒・喫煙は厳禁です。
- 家族等との面会は出来ません。家族等からの配達物は、弁当の配膳とあわせて、部屋の前に置いておきます。配達の予定がある際は、あらかじめ内線電話でご連絡ください。
- ネットショッピングをご利用いただく際は、あらかじめ内線電話でご連絡ください。配送品は弁当の配膳とあわせて、部屋の前に置いておきます。ただし、クレジットカード払いのみ可とし、生ものについてはご遠慮ください。また、職員による商品の返品対応やその他のトラブルの対応はできませんので、その点ご留意のうえ、ご注文下さい。なお、退所後に注文商品が宿泊施設に届いた場合は、廃棄させていただくこともありますのでご了承ください。

ださい。

- 宿泊療養施設への、飲食物の出前をご遠慮ください。
- 宿泊療養施設では、弁当を1日3食提供します。また、「生活物品の配布について」に記載以外の物品は提供できませんので、特に衣服・タオル・歯ブラシ・ナイトウェアなどの生活物品、嗜好品、パソコン・健康保険証等の療養時に必要なものをご用意いただき、宿泊療養施設へ移動される際に持参してください。
- 宿泊療養施設の退所基準を満たした旨の証明書の発行はできかねますのでご了承ください。
- 宿泊療養中におきましては、職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。
- 妊産婦の入所者について、入所中の健康観察の記録を県が委託する助産師へ情報を共有し、健康観察を行います。

その他、宿泊療養施設でお渡しします「宿泊療養のしおり」を必ずお読みいただき、注意事項を遵守の上、療養いただきますようお願いいたします。

3 退所について

- 原則、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に、退所いただくことになります。

私は、上記の内容を理解した上で、宿泊療養中は、これらの事項を守って生活します。

また、宿泊中において、健康観察の実施や病院受診等が必要となった場合には、適切な医療等を受けるために必要な個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

(住所)

(ご宿泊者名)

※署名いただいた同意書については、写しを保管させていただきます。

※自己負担が発生した場合は、上記の住所に請求書を送付させていただきます。